

# 芽室町農業後継者対策推進委員会規約

## (目的)

第1条 この会は、関係機関団体が相協力し農業後継者の育成、確保に努めるとともに、営農意欲の推進と農業生活の安定を図ることを目的とする。

## (名称・事務局)

第2条 この会は、芽室町農業後継者対策推進委員会と称し事務局を農業委員会におく。

## (所掌)

第3条 この会は、第1条の目的を達成するために次の事項を所掌する。

- (1) 後継者の担い手の育成、結婚相談等に関する事。
- (2) 担い手の情報の収集及び紹介に関する事。
- (3) 農業研修生の受入、指導及び相談に関する事。
- (4) その他目的達成に必要な事。

## (構成)

第4条 この会の委員は、次に掲げる関係機関及び団体の役員等をもって構成する。

- (1) 町(町長)
- (2) 農業協同組合(代表理事組合長・代表理事専務・その他役員5名)
- (3) 農業委員会(会長・代理・部会長2名)
- (4) 農業関係者(農協女性部長・農協青年部長)

2 委員の任期は、当該職の機関として変更が生じた場合は、後任が継続するものとする。

## (役員)

第5条 この会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名 町長をもって充てる。
  - (2) 副会長 2名 農業協同組合代表理事組合長、農業委員会会長をもって充てる。
  - (3) 監事 2名 農業協同組合の委員中より1名、農業委員会の委員中より1名をもつて充てる。
- 2 監事の選出は農業協同組合の委員、農業委員会の委員それぞれが互選し会長に報告するものとする。

## (特別委員会)

第6条 この会に特別委員会を組織し、特別委員は、農業協同組合選出の委員より3名、農業委員会選出の委員より3名をもって充て、特別委員会に次の役員を置く。

- (1) 特別委員長 1名 農業委員会会長をもって充てる
- (2) 副特別委員長 1名 農業協同組合代表理事専務をもって充てる

## (事務局員)

第7条 この会の事務局員は、農業委員会事務局職員及び農業協同組合職員をもって充てる。

(会議)

第8条 この会の総会は年1回開催する。ただし必要に応じ臨時総会を開催することができる。

会議は会長が招集し議長は会長があたる。

2 総会は次の事項を議決する。

- (1) 規約等の制定及び改廃
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 事業計画及び収支予算
- (4) その他会長が必要と認めた事項

(経費及び事業年度)

第9条 この会の運営及び事業推進による経費は、町及び関係機関団体の負担金、その他をもつて充てる。

2 事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第10条 この規約に定めのない事項については、総会において定めるほか軽易事項は会長が決定する。

附 則 この規約は、昭和55年11月14日より施行する。

この規約は、昭和60年 5月 1日より施行する。

この規約は、昭和63年 6月 16日より施行する。

この規約は、平成7年度より施行する。

この規約は、平成12年 5月 16日より施行する。

この規約は、平成14年 4月 1日より施行する。

この規約は、平成16年 4月 1日より施行する。

この規約は、平成19年 4月 1日より施行する。

この規約は、平成23年 4月 1日より施行する。

この規約は、平成26年 4月 1日より施行する。

この規約は、平成29年 4月 1日より施行する。

この規約は、平成30年 4月 1日より施行する。

この規約は、令和 6年 4月 1日より施行する。